**大分県立工科短期大学校ＰＲ動画制作委託業務に関する仕様書**

別紙１

1. 目的

本校は、職業能力開発促進法をもとに設置された厚生労働省所管の学校であり、主に高校新卒の学生に対しテクニカルスキルとヒューマンスキルを習得させ、実践技術者として排出することを目的とする。

機械システム系（30名）、電気・電子システム系（30名）、建築システム系（20名）の3系各2学年で全体定員は160名であるが、定員割れが続いている状況である。

本業務は、オープンキャンパスやガイダンスの冒頭で活用するイメージ動画を制作し本校の認知度を高め興味関心を持ってもらうことを目的とする。

1. 委託期間

委託契約締結の日から令和７年３月10日まで

1. 業務内容

当校の認知度を高め、興味関心を持ってもらうためのイメージ動画を制作する。なお、動画の制作は高校生とその保護者を対象にアンケートを実施し、その内容を元に制作することとする。

（１）本業務のターゲット等の設定

　（ターゲットの考え方）

　・本業務におけるターゲットの考え方は下記に示すとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域 | 九州圏内、 |
| 年代 | 高校生とその保護者 |
| 行動特性 | ・４年生大学への進学希望者増加  ・工業系への進学者減少 |
| 意識 | ・工業系の仕事にネガティブなイメージをもっている  ・大分県立工科短期大学校（以下工科短大）を認知していない |

（ターゲットに起こしてもらいたい行動変容）

・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 行動変容 | 工科短大の認知度を高めてオープンキャンパスなどの校行事への参加をしてもらう |

（２）目標の設定

　　本業務は、工科短期大学校の認知度を高めることにより興味関心を持ってもらうことを目的としていることから、目的達成をするうえで、作成した動画をより多くのターゲットに向けた広報手段としての活用方法を想定し、その場合の費用、効果を具体的に提案し企画提案書に記載すること。

（３）動画の制作

・ターゲットに対して起こしてもらいたい行動変容を促す動画を制作することとし、動画を視聴することで工科短大の存在が印象に残るような内容とすること。

・アンケートは、県内の高校各学年の学生及びその保護者から実施することとし、対象人数は、ニーズを検証するにあたり必要な人数を算出し、企画提案書に明記すること。

・今後５年間は活用できるよう社会情勢などを考慮し制作すること。

・動画は５本制作することとし、学校紹介（３分）を１本、各系紹介（各１分）を3本、30秒の動画を１本作成することとする。なお、30秒の動画は学校紹介の動画を編集したものでも良い。

・パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧されることを念頭に制作すること。

1. 成果物及び提出物

・本業務により制作した動画は、製作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した画像の著作権の取り扱いは次のとおりとする。

・データにおいては本校で編集可能なものを提出すること。

　・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第28条に規定する権利を第13条第2項の規定による引き渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。

　・大分県は、著作権法第20条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

　・受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条の規定を行使することができない。

1. 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

1. その他業務実施上の条件
2. 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
3. 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
4. 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
5. 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
6. 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。